

重要通信を行う機関へのアンケートの実施について

目 的

重要通信を行う機関に対して、現在の通信の利用状況、非常時における重要通信の確保の方法、重要通信に関する意見や要望等を聞くことにより、重要通信の対象機関が考える重要通信の課題等を明らかにし、本研究会の検討の参考とするため、アンケートを実施する。

対 象

重要通信を行う機関を指定する件（平成 17 年 5 月 17 日総務省告示第 584 号）※に指定されている機関を対象とする。

- ・ 個別組織名が記載されている組織はすべて対象とする。
- ・ 公共機関、業種、法令等を引用して指定されており、機関数が多数に及ぶ場合は、それぞれの母数を勘案し、十分なサンプル数になるように選定する。

※別紙 1 を参照

実施要領

別紙 2 の『「重要通信の高度化の在り方に関する研究会」のアンケート調査へのご協力をお願い』を郵送し、ご回答をいただく。

回答期限

平成 20 年 1 月 18 日（金）まで

実施結果の公表

アンケート結果については、個別の機関名、セキュリティ上問題が発生するおそれがあるもの、その他座長が必要と認めるものについては公表しないこととする。なお、必要により属性等の情報は公表する。

アンケート結果を取りまとめの上、公表は第 5 回（2 月前半）の研究会を予定。

○重要通信を行う機関を指定する件

(電気通信事業法施行規則第五十六条)

平成十七年五月十七日

総務省告示第五百八十四号

最終改正 平十九・十・一第五百五十号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第五十六条第一号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関を次のように定める。

なお、平成十六年総務省告示第二百四十七号（重要通信を行う機関を指定する件）は廃止する。

分類	対象機関
気象機関	気象庁、地震調査研究推進本部
水防機関	内閣府、林野庁、国土交通省、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人水資源機構、財団法人河川情報センター
消防機関	総務省、消防庁、独立行政法人消防研究所、東京消防庁、市町村消防本部、消防署、消防団
災害救助機関	国会、内閣官房、内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、原子力安全・保安院、中小企業庁、国土地理院、環境省、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人都市再生機構、都道府県、市町村、日本銀行、日本赤十字社、全国都道府県・郡市区医師会、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に定める病院・診療所、薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十一项に定める薬局、社団法人日本透析医会、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条に定める社会福祉事業を行う者、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条に定める石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所及び対策本部、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条に定める第一種製造者、火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）第三条に定める火薬類の製造業者、消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条に定める危険物の貯蔵所・製造所・取扱所、日本郵政株式会社、郵政事業株式会社、郵便局株式会社、日本たばこ産業株式会社、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条に定める指定地方公共機関、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条に定める指定行政機関・指定地方行政機関・指定公共機関、熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条に定める熱供給事業者、社団法人日本熱供給事業協会
秩序の維持に直接関係がある機関	国家公安委員会、警察庁、都道府県公安委員会、方面公安委員会、警視庁、道府県警察本部、道方面本部、警察署

防衛に直接関係がある機関	防衛省、安全保障会議
海上の保安に直接関係がある機関	海上保安庁
輸送の確保に直接関係がある機関	水産庁、国土交通省、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人海上技術安全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、関西国際空港株式会社、中部国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、財団法人日本道路交通情報センター、日本通運株式会社
通信役務の提供に直接関係がある機関	日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条に定める上記以外の法人である電気通信事業者
電力の供給に直接関係がある機関	資源エネルギー庁、電源開発株式会社、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力株式会社、北陸電力株式会社、中部電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条に定める自家用電気工作物を設置する者
水道の供給に直接関係がある機関	都道府県、市町村
ガスの供給に直接関係がある機関	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条に定めるガス事業者、財団法人日本ガス協会、社団法人日本簡易ガス協会
選挙管理機関	中央選挙管理会、都道府県・市町村選挙管理委員会
新聞社等の機関	政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、若しくは議論することを目的としてあまねく発売される日刊新聞紙（その発行部数が一つの題号について八千部以上であるもの）を発行する新聞社、新聞社又は放送事業者にニュースを供給することを主な目的とする通信社、放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条に定める放送事業者、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第一百四号）第二条に定める有線テレビジョン放送事業者であつて自主放送を行う者、電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条に定める電気通信役務利用放送事業者（有線役務利用放送を行う者にあつては自主放送を行う者に限る。）
金融機関	銀行、信用金庫、信用組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合、労働金庫、農業協同組合（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第一号及び第二号に規定する事業を行う農業協同組合連合会
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関	内閣法制局、法務省、最高検察庁、公安調査庁、外務省、裁判所等その他国の機関及び地方公共団体の機関

注一 右の対象機関には、その地方下部機関を含むものとする。

注二 右の対象機関には、迅速かつ的確な防災対策を実施するため特に必要な指揮監督責任者を含むものとする。

各位

平成 20 年 1 月

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課

調査委託先：株式会社野村総合研究所

「重要通信の高度化の在り方に関する研究会」のアンケート調査へのご協力をお願い

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて我が国では、ブロードバンド・インターネットの進展とあいまって、他国に先駆けて^{アイピー}IP電話サービスの本格的な普及が始まっており、特に、「03」や「06」等の市外局番で始まるIP電話が、現在、急速に普及・拡大しています。また、国内外の主要な電気通信事業者においても、従来の電話ネットワークをIPネットワークに移行する計画を相次いで打ち出しており、電気通信事業者が所有する設備も変化しつつあります。

このため、総務省では、電気通信事業においてIP化されたネットワーク等における重要通信の高度化の在り方について意見集約することを目的として、平成19年11月より「重要通信の高度化の在り方に関する研究会」を開催しております。

この度、本研究会の一環として「重要通信に関するアンケート調査」を実施させていただくことになりました。本アンケート調査は、重要通信に関する貴組織・団体のご意見やご要望をお聞きし、重要通信の高度化の在り方について意見集約することを目的として、実施するものです。

つきましては、ご多忙中誠に恐縮ですが、下記の調査にご協力のほどお願い申し上げます。

なお、本アンケート調査は株式会社野村総合研究所に業務を委託して行っております。

敬具

記

1. 調査内容 別添「調査票」
2. 調査票の返送 同封の返信用封筒にて、平成20年1月18日(金)までに到着するよう、調査委託先の「株式会社野村総合研究所」宛にご返送ください。
3. 「重要通信の高度化の在り方に関する研究会」のURL

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/jyuyou-t/index.html

4. 問合せ先

本調査の内容について、ご不明な点等がありましたら、次の担当までご連絡ください。

株式会社野村総合研究所
コンサルティング事業本部 情報・通信コンサルティング部
担当：横井、鈴木、木村
電話番号：03-5533-2848

その他、本調査について、ご不明な点等がありましたら、次の担当までご連絡ください。

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課
担当：山下、渡辺、梅城
電話番号：03-5253-5858

以上

調査表

<ご記入上のお願い>

1. ご回答は、総務部門や情報システム部門の責任者様にお願いいたします。
2. ご記入は、黒・青のボールペン、万年筆または鉛筆でお願いします。
3. 質問の番号順にお答えください。質問によっては、一部の方だけにお伺いするものがありますが、その場合は矢印などの指示にそってお進みください。
4. ご回答は、あてはまるものの番号を○印で囲んでください。なお、質問ごとに「○は 1 つ」や「○はいくつでも」というように指定してありますので、ご注意ください。
5. 数字などを回答いただく質問は、お分かりになる範囲でご記入ください。
6. 「その他等、() 内に回答できない場合は、適宜自由様式にて、ご回答ください。ただし、設問を明確にしていただくようお願いいたします。
7. ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒（切手は不要です）に封入のうえ、1月18日（金）までに到着するようにご投函ください。

【用語説明】

IP (Internet Protocol : インターネットプロトコル)

インターネットによる通信を行うために必要なもの（通信規約）。

IP電話

通信ネットワークの一部又は全部においてIP技術を利用して提供する音声電話サービス。

重要通信

重要通信とは、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）第8条に規定される通信のことをいいます。重要通信は、現在のサービスの提供形態から、①緊急通報受理機関（警察、消防、海保）への通報電話（110、119、118）である「緊急通報」と、②災害等非常時において重要通信の対象機関から発信される「災害時優先電話」の主に2種類から構成されます。

災害時優先電話

「重要通信を行う機関を指定する件」（平成17年5月17日総務省告示第584号）に定める機関では、災害時など通信が混雑している際でも優先してつながる「災害時優先電話回線」を設定することができます。

通常、大規模な災害時には被災地域に通信が殺到するため、一般の電話はシステムダウンを防ぐため使用が制限されます。災害時優先電話回線は、重要通信を確保する目的から、災害時でも優先的に接続されるものです。

最初に、貴組織・団体の概要と電話回線の利用状況についてお伺いします。

【Q.1】以下の区分から、貴組織・団体の業種を1つお選びください。(○は1つ)

1. 気象	2. 水防	3. 消防	4. 警察
5. 防衛	6. 海上保安	7. 輸送	8. 通信
9. 電力	10. 水道	11. ガス	12. 選挙管理
13. 新聞・放送	14. 金融	15. 司法	16. その他の行政機関
17. その他の地方公共団体	18. その他の災害救助機関	19. その他	

【Q.2】貴組織・団体**全体**の職員・従業員の人数をお選びください。(○は1つ)

1. 10人未満	2. 10以上50人未満
3. 50以上100人未満	4. 100以上500人未満
5. 500以上1,000人未満	6. 1,000以上5,000人未満
7. 5,000以上10,000人未満	8. 10,000以上50,000人未満
9. 50,000人以上	

【Q.3】貴組織・団体では、内線を除く外線の電話回線の契約数はどれくらいありますか。(○はそれぞれ1つ)

	アナログ電話	ISDN	☎電話 03、06等の市外局番で始まる	050で始まる☎電話	携帯電話	PHS	衛星電話	その他 ()
1. 契約していない	1	1	1	1	1	1	1	1
2. 10契約未満	2	2	2	2	2	2	2	2
3. 10以上50契約未満	3	3	3	3	3	3	3	3
4. 50以上100契約未満	4	4	4	4	4	4	4	4
5. 100以上500契約未満	5	5	5	5	5	5	5	5
6. 500以上1,000契約未満	6	6	6	6	6	6	6	6
7. 1,000以上5,000契約未満	7	7	7	7	7	7	7	7
8. 5,000以上10,000契約未満	8	8	8	8	8	8	8	8
9. 10,000以上50,000契約未満	9	9	9	9	9	9	9	9
10. 50,000契約以上	10	10	10	10	10	10	10	10

【Q.4】災害時優先電話（1ページの用語説明参照）についてお伺いします。貴組織・団体では、この災害時優先電話回線はどれくらいありますか。それぞれおおよその数値をお答えください。（〇はそれぞれ1つ）

	アナログ電話	ISDN	03、06等の市外局番で始まるIP電話	携帯電話	FHS
1. 契約している	1. () 契約	1 () 契約	1 () 契約	1 () 契約	1 () 契約
2. 契約していない	2	2	2	2	2

【Q.5】貴組織・団体では、どの電話が災害時優先電話を利用できるか把握・管理していますか。あてはまるものを、以下から1つお選びください。（〇は1つ）

1. 把握・管理している	2. 把握・管理していない
--------------	---------------

【Q.6】貴組織・団体では、今後、IP電話への移行を考えていますか。また、それはご利用の回線契約数のうち、どれくらいですか。あてはまるものを、以下から1つお選びください。（〇は1つ）

1. 既に全ての回線の移行済みである
2. 全ての回線の移行を検討している
3. 一部の回線を除き、ほぼ全ての回線の移行を検討している
4. 半数以上の回線の移行を検討している
5. 半数未満の回線の移行を検討している
6. ごく一部の回線のみ、移行を検討している
7. まだ移行をしておらず、移行の予定もない

【Q.7】Q6で1～6を選ばれた方は、IP電話へ移行する理由は何ですか。（〇はいくつでも）

1. 通信料金が安い
2. 新しいサービスが期待できる
3. その他 ()

【Q.8】Q6で3～7を選ばれた方は、IP電話へ移行しない理由は何ですか。（〇はいくつでも）

1. 通信障害などが多発しており、不安定である
2. 電話局からの通信端末への給電ができなくなる
3. IP電話が良く分からない
4. 現在の電話に困っていない
5. その他 ()

非常時における通信の確保についてお伺いします。

【Q.9】貴組織・団体では、災害時などの非常時において、連絡したい相手は、どのような組織の、どのような方で、何のためですか。相手先を、自組織内、自組織外に分けて、お答えください。

1. 自組織内	連絡したい理由	考えられる手段
2. 自組織外	連絡したい理由	考えられる手段

【Q.10】貴組織・団体では、収集したい重要な情報はありますか。その理由も、あわせてお答えください。

収集したい情報	その理由	考えられる収集手段

【Q.11】貴組織・団体では、収集した情報で、国民や住民等の方に配信したい重要な情報はありますか。その理由も、あわせてお答えください。

配信したい情報	その理由	考えられる配信手段

次に、災害時優先電話（1ページの用語説明参照）の利用状況と要望についてお伺いします。

【Q.17】貴組織・団体では、「災害時優先電話」を活用していますか。（〇は1つ）

1. 災害時優先電話を活用している（→【Q.18】へ） 2. 災害時優先電話を活用していない（→【Q.19】へ）
3. 災害時優先電話を契約していない（→【Q.21】へ）

【Q.18】「活用している」とご回答の方は、優先電話をどのように活用していますか。主に、どんな場面で、誰と、どのような通信をしているか等、具体的な事例をお答えください。

（自由記入）

【Q.19】貴組織・団体は、現在の災害時優先電話に満足していますか。（〇は1つ）

1. 非常に満足している（→【Q.20】へ） 2. 満足している（→【Q.20】へ）
3. 満足していない 4. 全く満足していない

【Q.20】「満足していない」と回答された方は、その理由は何ですか。あてはまるものを、以下からすべてお選びください。

（〇はいくつでも）

1. 通信相手に接続できなかったため 2. 必要な回線数が割り当てられていないため
3. 音声しか優先されないため 4. その他（ ）

今後の重要通信についてお伺いします。

【Q.21】貴組織・団体では、重要通信において、電気通信事業者が提供する音声サービス以外では、どのようなものを優先的に取り扱ってほしいと思いますか。あてはまるものを、以下からすべて選び、その理由をそれぞれお答えください。

1. 電子メール	その理由
2. FAX	その理由
3. データ通信	その理由
4. 静止画像	その理由
5. 動画像	その理由
6. その他	その理由

【Q.22】貴組織・団体では、以下の仕組みについてどうお考えですか。あてはまるものを、以下からそれぞれ 1 つお選びください。(○はそれぞれ 1 つ)

	① 非常に必要である	② 必要である	③ 必要でない	④ 全く必要でない	⑤ わからない
A 災害時優先電話のために、回線を留保する(空けておく)などして帯域を確保しておく仕組み。	1	2	3	4	5
B 災害時優先電話の中でも、優先度のクラス分けを行い、重要通信を効果的に活用できる仕組み。	1	2	3	4	5
C 通話時間を制限し、災害時優先電話や一般電話をつながりやすくなる仕組み。(例えば、貴組織・団体の契約回線 100 回線中 10 回線が災害時優先電話の場合、災害時優先電話の 10 回線は確実につながりやすくなります。一般電話の 90 回線は、つながりやすくなる一方で、混雑度によって通話時間が制限され、切断されます。)	1	2	3	4	5
D 固定電話、公衆電話、携帯電話等端末に関わらず、 ^{アイディ} ID 等を入力することで、様々な端末が災害優先電話として利用できる仕組み(現在は、固定電話等の回線毎に優先電話が設定されています。)	1	2	3	4	5

最後に、アンケート全般についてお伺いします。

【Q.23】本アンケートの公表にあたっての考え方をお伺いいたします。本アンケートは、基本的にはとりまとめたデータを公表する予定です。しかしながら、回答の内容によっては、個別の組織・団体名が明示されてしまう場合がございます。

(〇は1つ)

1. 個別の組織・団体名が出て構わない

2. 個別の組織・団体名が出たら問題がある (この場合、業種などの明示になります)

【Q.24】その他、重要通信に関して、ご意見、ご要望等がありましたら、ご自由にお答えください。

(自由記入)

貴組織・団体名	
所属部署・役職名	
ご回答者名	
電話番号	
電子メール	

アンケートは以上で終了です。ご回答いただき、ありがとうございました。